

# 一般社団法人ジャパンフードアライアンス 会員規程

## 第1条（目的）

本規程は、一般社団法人ジャパンフードアライアンスにおける会員制度の運営に関し必要な事項を定めるとともに、日本の食文化及び食品関連産業の発展並びに国際展開を促進し、業種・業態の垣根を超えた連携を通じて持続的な価値創出を図ることを目的とする。

## 第2条（会員）

本アライアンスの会員は、本アライアンスの目的及び活動趣旨に賛同し、所定の手続きを経て入会を承認された法人、団体又は個人をもって構成する。

## 第3条（会員種別）

1. 法人会員
2. 個人会員
3. 特別会員
4. 名誉会員

## 第4条（入会）

1. 所定の入会申込書により申し込むものとする。
2. 入会の可否は理事会又は理事会が委任した者が決定する。
3. 入会金及び年会費の納入をもって会員資格を取得する。

## 第5条（登録情報の変更）

会員は登録事項に変更が生じた場合、速やかに届け出るものとする。

## 第6条（入会金及び会費）

会員は別表に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。  
既納の入会金及び会費は返還しない。

#### **第7条（会費納入方法）**

本アライアンスが指定する方法により納入する。

#### **第8条（トライアル制度）**

対象法人会員については入会初年度に限り年会費を20%減額する。

#### **第9条（会員特典）**

総会・セミナー・交流会等への参加、会員価格でのイベント参加、ネットワーク活用、ビジネスマッチング等。

#### **第10条（個人会員の利用条件）**

海外視察・国内視察への参加はできない。

#### **第11条（秘密保持）**

会員は非公開情報を第三者へ開示してはならない。

#### **第12条（知的財産権）**

本アライアンスが提供する資料等の知的財産権は本アライアンス又は権利者に帰属する。

#### **第13条（退会）**

退会希望日の1か月前までに届け出るものとする。

#### **第14条（会員資格の停止及び除名）**

会費滞納、法令違反その他理事会が不相当と認めた場合。

#### **第15条（反社会的勢力の排除）**

反社会的勢力との関係を有しないことを保証する。

## 第 16 条（規程の改定）

理事会決議により改定することができる。

## 附則

本規程は 2026 年 6 月 17 日より施行する。

## 別表 1（入会金及び年会費）

会員種別と会費				
区分	売上規模	入会金	会費（年額）	トライアル制度
法人会員	500億円以上	¥50,000	¥250,000	あり
	100億円から 500億円未満		¥150,000	
	10億～100億円未満		¥120,000	
	1億円から10億円未満		¥80,000	
	1億円未満	¥30,000	¥50,000	なし
個人会員	—	¥30,000	¥36,000	—